

# 魅力と活力ある街づくりを進めます

岡中心市街地整備課 ☎2998-9366

所沢駅西口地区は、市の玄関口として重要な地区であり、市の将来を見据え、総合的、計画的な街づくりを進める必要があります。

そこで、車両工場跡地を活用した住環境の改善、都市計画道路や公園の整備とともに、市の表玄関にふさわしい魅力・活力ある良好な市街地を構築するため、土地区画整理事業と一体的に市街地再開発事業を行います。

平成27年度は、土地区画整理事業の具体的な事業計画の決定に併せて、所沢駅西口入口交差点角に、街の新しい顔となる商業・業務・住宅の施設建築物と広場を整備する市街地再開発事業、関連する高度利用地区、用途地域、防火地域及び準防火地域、地区計画の都市計画を定める手続きを進めます。

## 都市計画の原案説明会・縦覧

市街地再開発事業などの都市計画を行うための原案説明会および原案の縦覧を行います。

土地区画整理事業については、26年7月に事業の区域を決める都市計画決定を行いましたので、今回の原案説明会の対象ではありません。

## ◆土地区画整理事業（市施行）の都市計画決定の概要（図1）

名称 所沢駅西口土地区画整理事業  
区域面積 約8.5ha  
【公共施設】  
道路 ▶中央通り線（幅員32m）▶所沢駅ふれあい通り線（幅員20m）▶所沢駅南通り1号線（幅員12m）▶区画街路の適正な配置  
公園 街区公園の適正な配置  
その他公共施設 公共下水道

## ◆原案説明会

日 6月7日(日)午後2時～3時30分  
場 市役所8階大会議室  
内 所沢駅西口北街区第一種市街地再開発事業、高度利用地区、用途地域、防火地域及び準防火地域、所沢駅西口地区地区計画

## ◆縦覧・意見書の提出

原案に対し意見のある方は、縦覧期間中に意見書を提出できます。  
縦覧期間 6月8日(月)～22日(月)  
場 市役所2階中心市街地整備課提出できる方 市内在住・在勤・在学の方、利害関係のある方  
申 千359-8501 中心市街地整備課へ直接・郵送

## 都市計画の原案の概要（図2）

### ◆市街地再開発事業

土地区画整理事業の区域の中で、共同化を希望する権利者が集まり、市街地再開発事業を進めます。

### ◆高度利用地区

土地の合理的で健全な利用と、都市機能の更新を図るため、高度利用地区（建ぺい率60％・容積率300％以上600％以下）を指定します。

### ◆用途地域

商業系施設の立地を誘導するため、地区の一部を先行して第一種住居地域から商業地域（建ぺい率80％・容積率400％）に変更します。

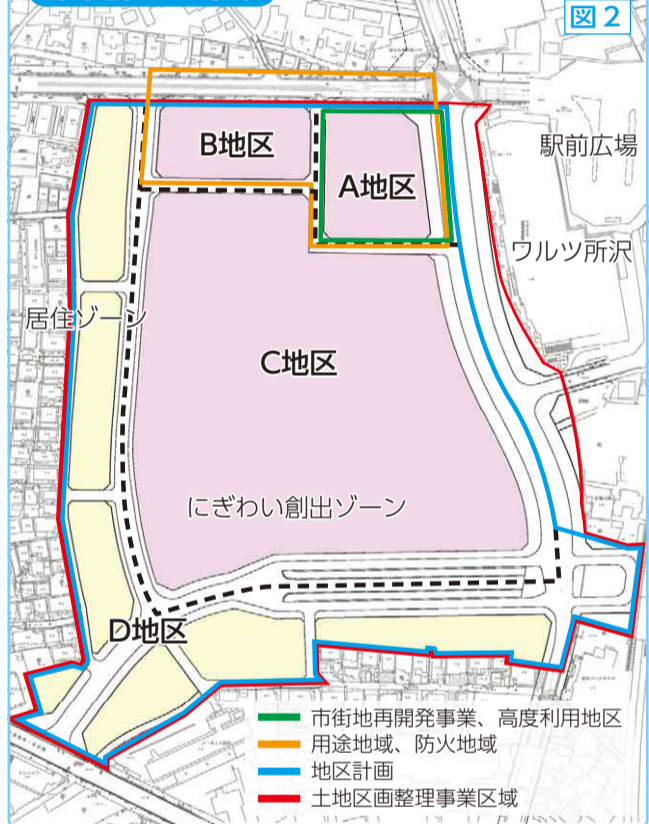
### ◆防火地域及び準防火地域

火災に強い安全な街づくりのため、防火地域を指定します。

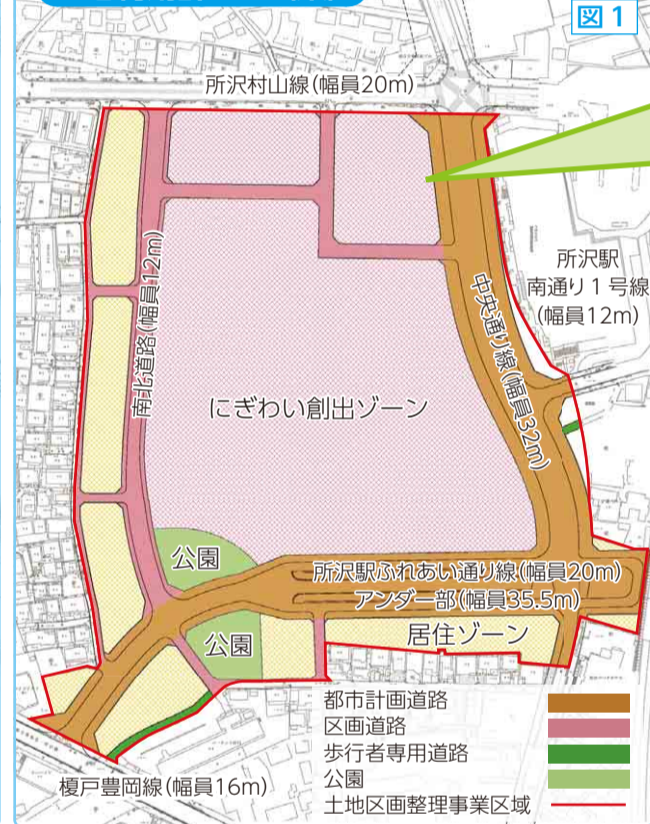
### ◆地区計画

にぎわい創出ゾーンや居住ゾーンなどの地区の特性にふさわしい良好な都市環境の形成を図るため、A・B・C・Dの4地区に分け、土地利用や施設などの整備の方針を掲げることで、より細やかなルールとなる地区計画を指定します。

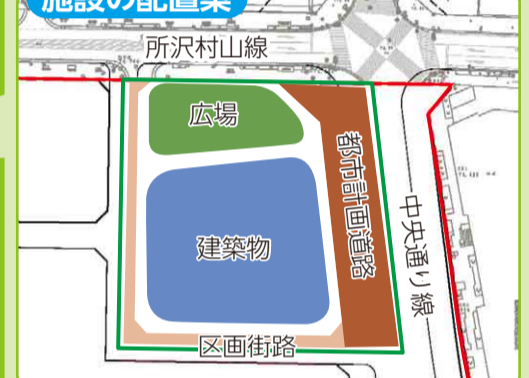
## 都市計画の原案



## 土地利用計画図（案）



## 施設の配置案



## ◆市街地再開発事業（組合施行）の都市計画の原案

名称 所沢駅西口北街区第一種市街地再開発事業  
区域面積 約0.6ha  
【建築の計画】  
敷地面積 約4,000㎡  
建築面積 約2,400㎡  
計画容積率 約600%  
延べ面積 約36,300㎡  
建物用途 商業・業務・住宅  
住宅戸数 約315戸

# 国民健康保険税の税率などを改正

国民健康保険（以下「国保」）制度は、加入者からの国保税や国からの助成などにより市が運営しています。

国保制度を維持していくために、ジェネリック医薬品の利用促進や生活習慣病の重症化予防など、医療費の抑制に努めています。加入者の高齢化の進展や医療技術の高度化などにより、医療費が年々増加し、国保財政は大変厳しい状況にあります。

このような状況の中、安定した国保制度をこれからも維持していくために、平成27年度国保税の税率などを改正しました。今後も、国保制度の適正な運営に努めていきます。

なお、子育て世帯については、税率改正に伴う経済的負担の緩和を図るため、医療給付費分の均等割額を減額して計算します。

27年度の国保税納税通知書は7月に郵送します。  
国民健康保険課  
☎2998-9131

### ◆子育て世帯への経済的な負担の緩和策

対象被保険者	平成7年4月2日から12年4月1日までに生まれた被保険者
対象年度	平成27年度課税相当分
軽減額	対象被保険者1人当たりの医療給付費分均等割額の改正前と改正後との差額

区分	◆医療給付費分 加入者の方が病気やけがをしたときの医療費などの給付に充てるもの		◆後期高齢者支援金等分 75歳以上の方が加入する後期高齢者医療制度を支援するためのもの		◆介護納付金分 40歳以上65歳未満の加入者に課税され、介護サービスに必要な費用などに充てるもの	
	改正前	改正後	改正前	改正後	改正前	改正後
所得割額	6.50%	7.2% (0.7%増)	2.60%	変更なし	0.97%	変更なし
資産割額	30%	27% (3%減)	-	-	-	-
均等割額	9,000円	10,500円 (1,500円増)	11,000円	変更なし	6,700円	変更なし
平等割額	17,000円	16,000円 (1,000円減)	-	-	-	-
賦課限度額	50万円	51万円 (1万円増)	12万円	16万円 (4万円増)	9万円	14万円 (5万円増)